

貸し出します

**AED (自動体外式除細動器)**

AEDは、突然の心室細動(重症不整脈の一種)の際、早期の使用で救命の確率を高めることができる医療機器です。イベントの際などに貸し出します。

市民が参加するスポーツ競技等のイベントを開催する町内会・自治会、その他市内で活動する団体

貸出期間 最長で貸出日を含む1週間(7日以内)

※催し期間中、一定の有資格者(AEDの操作を含む普通救命講習会等の修了者、医師、看護師、保健師、救急救命士のいずれか)を配置していることが条件です(原則としてAEDの設置施設で開催するイベントには貸し出し不可)。

事前に保健総務課(☎724・4241)へ電話で予約のうえ、貸出希望期間の2か月前～7日前に、貸出申込書(保健総務課[市庁舎7階])で配布、町田市ホームページでダウンロードも可)と有資格者の資格証の写しを、直接または郵送で保健総務課へ。

※AEDの受け渡しは、保健総務課と各市民センターで行っていますので、申込時に希望の受け渡し場所をお伝えください。

**大地沢青少年センター～2021年5月分の**

**利用受付開始**

市内在住、在勤、在学の方が過半数のグループまたは個人

11月7日午前8時30分から電話で同センター(☎782・3800)へ。

※初日の午前8時30分～午後1時の受付分は抽選、午後1時以降は申し込み順に受け付けます。

※5月6日、11日、18日、25日は利用できません。

**せせらぎの里 町田市自然休暇村～2021年5月分の**

**利用受付開始**

市内在住、在勤、在学の方とその同行者

町田市自然休暇村(長野県南佐久郡川上村)

11月1日午前8時30分から電話で自然休暇村(☎0120・55・2838)へ(自然休暇村ホームページで申し込

みも可)。

※5月11日、12日は利用できません。

**町田市葬祭事業**

市では、ご不幸があった方に対して、安価であっても厳かなお見送りができるよう、祭壇等の貸し出しや葬祭用品の販売等を行っています。お見送りの方法に合わせて必要なものを1つずつ選べます。貸出用具、販売用品によって費用は異なりますので、詳細はお問い合わせください。この事業は市が(公社)町田市シルバー人材センターに委託して、町田市葬祭事業所で実施しています。

申請者または亡くなられた方の住民登録が町田市にあり、市内で葬儀を営まれる方

**【事前訪問相談も行っています】**

市内在住の、高齢または身体が不自由などの理由で来所できない方

町田市葬祭事業所(☎791・3861(受付時間=午前8時30分～午後5時[年始3日間を除く])、町田市福祉

総務課☎724・2537

**催し・講座**

参加の際は、検温・手洗い・マスク着用などの感染症対策をお願いします。

**高次脳機能障がいの理解と支援について**

医師が分かりやすくお話しする福祉講座です。

※手話通訳・要約筆記があります。

当事者、家族、支援者等

11月18日(水)午後6時から

市庁舎

東京慈恵会医科大学附属第三病院 教授・渡邊修氏

30人(申し込み順)

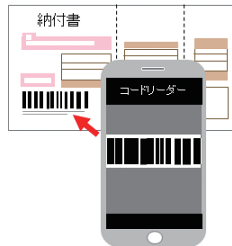
氏名(ふりがな)・電話番号・車いす等配慮が必要な方はその旨を明示し、11月13日までに電話またはFAXでひかり療育園(☎794・0733 794・0772)へ。

**e-まち実現プロジェクト**

**市税等のキャッシュレス決済の手段が増えます!**

納税課☎724・2121

LINE Pay請求書支払いに加え、11月2日からは、PayPay請求書支払いでも支払いができます。「請求書払い」機能を使用し、納付書に印字されているバーコードをスマートフォンで読み取ることで、いつでもどこでも納付することができます。



詳細は町田市ホームページをご覧ください。

**○e-まち実現プロジェクトとは**

市民の利便性向上と市役所業務の生産性向上のため、テクノロジーの導入・活用を積極的に推進する庁内横断的なプロジェクトです。

**対象となる支払い・問い合わせ先**

対象	問い合わせ
市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税	納税課☎724・2121
後期高齢者医療保険料	保険年金課☎724・2144
介護保険料	介護保険課☎724・4364
学童保育クラブ育成料	児童青少年課☎724・2182
保育料	保育・幼稚園課☎724・2137
市立保育園給食費	子育て推進課☎724・4468
市立学校給食費	保健給食課☎724・2177

**交付しています**

**原動機付自転車のオリジナルナンバープレート**

市民税課☎724・2113

原動機付自転車(総排気量50cc以下・90cc以下・125cc以下)をお持ちの方に町田市オリジナルデザインのナンバープレートを市民税課(市庁舎2階)で交付しています。今回、下表のとおり番号を追加します。通常のナンバープレートとの選択制ですが、オリジナルナンバープレートは、先着順で在庫の中から希望の番号を選ぶことができます。また、現在お持ちの通常のナンバープレートとの交換も可能です。

新規登録時、通常のナンバープレートとの交換時、いずれの場合も無料で交付しています。なお、現在お持ちのオリジナルナンバープレートを、新しいオリジナルナンバープレートに変更することはできません。

※通常のナンバープレートは、中

**今回追加する番号は、新規登録・交換ともに、11月10日(火)から受け付けのみ行います(先着順)。交付日は決まり次第お知らせします。**

市HP オリジナルナンバー 検索



総排気量50cc以下用

**オリジナルナンバー追加分**

種別	※( )内はプレートの色	文字	追加ナンバー
総排気量	50cc以下(白)	ま	7250～7764
総排気量	125cc以下(桃)	ま	4312～4621

※末尾が「04・09・42・44・49」の交付はありません。

**住宅改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度**

資産税課☎724・2118

一定の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、固定資産税を減額します。工事が完了した日から3か月以内に申告してください。

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。また、「固定資産税のあらまし」を資産税課(市庁舎2階)で配布しています(町田市ホームページでダウンロードも可)。

	対象	内容	減額期間
耐震改修	1982年1月1日以前に建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行ったもの(工事費用が50万円を超えた場合) ※市から補助金が出ている耐震工事を行っているも、「簡易耐震工事」の場合は改修工事に必要な要件・基準を満たさないため、軽減措置の対象外です。	1戸当たり床面積120㎡相当分を上限として、固定資産税額の2分の1を減額 ※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2を減額。	2020年1月2日～2022年3月31日に工事が完了した場合=改修工事が完了した年の翌年度1年度分 ※ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は翌年度から2年度分。
バリアフリー改修	新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)で、65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方で障害者手帳等をお持ちの方が居住し、バリアフリー改修工事を行ったもの(補助金等を除く工事費用が50万円を超えた場合)	1戸当たり床面積100㎡相当分を上限として、固定資産税額の3分の1を減額	2022年3月31日までに工事が完了した場合=改修工事が完了した年の翌年度1年度分
省エネ改修	2008年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修工事を行ったもの(窓の断熱改修工事必須・補助金等を除く工事費用が50万円を超えた場合)	1戸当たり床面積120㎡相当分を上限として、固定資産税額の3分の1を減額 ※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2を減額。	2022年3月31日までに工事が完了した場合=改修工事が完了した年の翌年度1年度分 ※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、2020年3月31日～2022年3月31日までに完了した改修工事が対象。

※バリアフリー改修及び省エネ改修に伴う減額は、各自の申告により同時に適用されますが、耐震改修を行った住宅に係る減額制度と同時に適用されません。